

## 大磯町特別職職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

大磯町特別職職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

障害程度区分認定審査会委員（合議体の長）	日額 22,500円	同上
障害程度区分認定審査会委員（医師）	日額 20,000円	同上
障害程度区分認定審査会委員（医師以外）	日額 13,500円	同上
介護認定審査会委員（医師）	日額 22,500円	同上
介護認定審査会委員（医師以外）	日額 16,200円	同上

を

障害支援区分認定審査会委員（合議体の長）	日額 22,500円	同上
障害支援区分認定審査会委員（医師）	日額 20,000円	同上
障害支援区分認定審査会委員（医師以外）	日額 13,500円	同上
障がい者福祉計画策定委員会委員	日額 6,500円	同上
介護認定審査会委員（医師）	日額 22,500円	同上
介護認定審査会委員（医師以外）	日額 16,200円	同上
介護保険運営協議会委員	日額 6,500円	同上
高齢者福祉計画策定等委員会委員	日額 6,500円	同上
在宅医療推進会議委員	日額 6,500円	同上
在宅医療多職種連携会議委員	日額 6,500円	同上

に改め、同表社会福祉委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄